

石川県雇用環境整備助成金（賃貸用物件修繕事業）支給要件確認申立書

○以下の各項目について、「はい」か「いいえ」のどちらかを選んでください。

※いずれかの項目に「はい」がある場合は助成金を受給することができません。

事業者要件	1	官公庁等である（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。	(はい ・ いいえ)
	2	以下のいずれかに当てはまる事業者である。 ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者である。 ・ 公序良俗に反する事業を行っている。 ・ 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っている。	(はい ・ いいえ)
	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を行っている。）を行っている。	(はい ・ いいえ)
	4	県税、消費税及び地方消費税の滞納がある。	(はい ・ いいえ)
	5	事業者または事業者の役員等が暴力団に関係している（①から⑤のいずれかに該当する）。 ①役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。 ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。 ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていること。 ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。 ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。	(はい ・ いいえ)
対象要件	6	所有している賃貸用物件は、令和6年能登半島地震による被害を受けておらず、賃貸借事業を継続するために、修繕が不可欠な物件ではない（例：資産価値の向上を目的とするリフォームや老朽化による修繕など）。	(はい ・ いいえ)

令和 年 月 日

1から6までの記載事項については、いずれも相違ありません。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は請求があった場合、直ちに請求金を弁済することを誓約します。

申請事業者名：

代表者氏名：